

消費者支援ネット

ニュースレター



〒400-0032

甲府市中央 4-3-19 桜商事ビル 3階

電話・FAX

055-269-7771

Mail info@yamanashi-csnet.jp

●事業者への申し入れ・問い合わせをしました●

～不当表示などを調査し是正申し入れなどを行なう「検討委員会」活動報告です～

事業者	申し入れ内容	経過・結果
県内サバイバルゲーム会場提供事業者	1 「レンタル品の紛失、破損に関しては修理代を全額請求させていただきます。」という規約は消費者契約法10条に違反するとして修正を求めた。 2 「①施設内の物を破損した場合は、修理代を全額請求させていただきます。②施設内での事故、ケガ、盗難等その他トラブルに関しては自己責任となり、当方では一切責任は負いません。③悪天候またはその他予測不能な事由により、急遽クローズ、ゲーム中止または中断となる場合がございます。その際のご利用代金の返金はできません。」という各規約につき、①は消費者契約法10条に、②は同法8条に、③は同法10条に違反するとして、削除ないし修正を求めた。	1及び2について、当法人の申し入れを認め、規約を消費者契約法に抵触することがないように削除ないし修正したことを、令和4年6月6日開催の検討委員会にて確認した。
県内スポーツジム事業者	1 「一度納入した諸費用は、返還できません。」という規約は、消費者契約法8条に違反するとして削除又は改定を求めた。 2 「解約手続きは、必ず来店のうえ書面で行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メールその他の通信手段による解約手続きには応じません。」という規約は、消費者契約法10条に違反するとして、削除を求めた。など	令和4年4月13日、申入書を発出したが、事業者より回答がない。定期的にHP上の規約改定の有無と、事業者へ回答を求める督促を行っている。

★★オンライン消費者講座のお知らせです★★

「キャッシュレス決済って？」

*日時 11月16日(水) 13時30分～15時

*定員 30名 (zoom参加のみ受付)

*参加費 無料

*申し込みはこちらの申し込みフォームでお申込みください。

*締め切り 11月4日



キャッシュレス決済と上手に付き合うための基礎知識を学びます。



消費者被害・トラブル110番 弁護士無料相談会を開催しました

2022年7月23日（土）、ユーコープちづか店コミュニティルームで、弁護士による消費者トラブルの無料相談会を開催し、やまなし消費者支援ネットの弁護士2人が相談を受け付けました。当日は、「学習塾の広告チラシに疑問がある。」など3件の相談がありました。弁護士に相談できる良い機会なので、これからも継続して開催していきます。



シリーズ！みんなで学ぼう！

◆ 消費者を守る4つの法律をシリーズで掲載します

その2 [景品表示法]・・・ 広告や景品に関する法律です。



不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)は、消費者が過大な景品や事実と異なる表示につられて判断を誤らないよう、不当な景品や表示を禁止する法律です。

不当な景品とは、商品の「おまけ」やくじ・懸賞の景品が、決められた額よりも高額な場合に該当します。

不当な表示とは、次のようなことが該当します。

- ①実際よりも良いものであるような表示をする(輸入牛肉を「国産黒毛 和牛」と表示する等)「優良誤認」
- ②実際よりも得であるような表示をする(定価 1 万円の商品を「2 割引 1 万円」と表示する等)「有利誤認」
- ③いわゆる「おとり広告(客引きのために実際にはない商品の広告をする)」

「優良誤認」表示や「有利誤認」表示については、適格消費者団体による差止の対象になっています。

●次回は「特定商取引法」について学びます。



理事のひとこと



皆さん、こんにちは。秋もすっかり深まってきましたが、いかがお過ごしですか？さて、皆さんは「契約」と聞くと、何か高額で大きな買い物を想像しませんか？金額に関係なく、普段の買い物も「契約」となり、私たちは毎日、たくさんの「契約」をしながら生活しているんです。

中には、“ん！？これって、おかしくない？”と思うことも…。そんな時には、当法人にご連絡下さい。お寄せいただいた情報をもとに、弁護士等の専門家が、問題のある表現などはないか検討します。

11月16日には、キャッシュレス決済に関する講座も開催します。ぜひご参加下さい！
理事 志村宏司（山梨県生協連会長）



◎情報提供やお問い合わせについて、詳しくはホームページをご覧ください。

「やまなし消費者支援ネット」で検索できます。